

2021（令和3）年6月30日

貴和設備

代表者 椎名 貴彦 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8972 / FAX 048-829-7444

差止請求検討委員長 長田 淳

お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示、勧誘方法及び契約条項等についての検討を行っております。

この度、貴社のウェブ広告「暮らしのホームズ (<http://kurashi-holmes.com/>)」（以下、「本件広告」といいます。）に関し、下記のとおり、問合せをさせていただきます。

つきましては、令和3年7月22日までに、書面にて当会までご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本問合せ及び貴社からのご回答の有無・内容等は、当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

記

- 1(1) 本件広告では、「基本料金460円税込～」という表示がありますが、部品代・作業費の他にかかる基本料金とはどのような趣旨で定められた料金なのかご回答ください。
- (2) 実際に工事を行う際、基本料金は工事内容によって変動するものなのかご回答ください。
- (3) (2)の回答で基本料金が工事内容によって変動するとした場合、基本料金の具体的な金額はどのように算出されているのでしょうか。算出方法をご回答ください。
- (4) これまでに貴社が行ってきた工事において、基本料金として請求した金額が460円という事例はあるのかについてご回答ください。

また、基本料金が460円という事例がある場合、何件に1件の割合で存在する

のかについてもご回答ください。

(5) 本件広告では、「作業費用一例」において、「WEB限定キャンペーン」と表示して、基本料金が割引されている旨の表示がありますが、貴社においてWEB広告である本件広告以外から消費者の依頼がされることはあるのでしょうか。

「WEB限定キャンペーン」の適用がない事例があるのかについてご回答ください。

2(1) 本件広告では、工事にかかる費用として、部品代・作業費・基本料金が挙げられています。これらの費用の他、工事の際に消費者に請求する費用の項目があるのかについてご回答ください。

(2) 同業他社においては、作業費の最低金額を明示している業者が多いですが、本件広告において作業費の最低額を表示していない理由をご回答ください。

また、貴社において作業費の具体的な金額はどのように算出されているのでしょうか。算出方法をご回答ください。

(3) これまでに貴社が行ってきた工事において、工事費用の総額が最も安いものと最も高いものをそれぞれご回答ください。

また、工事費用の総額について、平均的な工事金額をご回答ください。

3(1) 本件広告では「最寄りの提携会社がお伺いさせていただきます。」と表示されていますが、貴社の提携会社は何社あるのかについてご回答ください。

また、提携会社の名前・住所・電話番号・代表者名についてもご回答ください。

(2) 貴社と提携会社の間ではどのような契約（業務提供内容）があるのかについてご回答ください。

また、提携会社が貴社から連絡を受けて工事を行った際、工事内容や工事料金等について提携会社から報告を受けているのかについてご回答ください。

(3) 提携会社が工事を行う際にも、本件広告の料金表示と同じ内容で費用請求が行われているのかについてご回答ください。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 吉川、加藤、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444